



46 撤回不能信託

Question

父が私を事業の後継者とする遺言書を作成してくれたのですが、他の相続人に不満があるようで遺言書が書き換えられてしまうのが心配です。信託を利用すればこれを解決できると聞きましたが本当でしょうか。

Answer

遺言代用信託を利用し、委託者の変更権限を消滅させる内容とすることで、撤回できない信託を設定することが可能です。

Explanation

1) 撤回不能信託の設定

遺言書は、遺言者の意思でいつでも書き換えることができます。したがって、仲が良好といえない相続人がいる場合や、親子が不仲となった場合は、いったん作成された遺言書が書き換えられてしまう可能性があります。しっかりと考えた上で作成された遺言書が、その後、判断力に疑問が生じた時点で書き換えられるというトラブルの元になる遺言書も見受けられます。

このような場合に遺言書の作成に代えて利用できるのが、撤回不能の信託です。

例えば、父の財産につき、生前は委託者である父を受益者とする自益信託としますが、父が死亡した時の受益者を配偶者や子とする信託です。このような信託は、遺言と同様の効果があることから、遺言代用信託といいます（信託法90）。

遺言代用信託では、受益者として指定された者は、父の相続が発生するまでは受益者としての権利がないため、委託者である父は、自由に受益者を変更することができます。しかし、信託契約で受益者を変更する権限を消滅させておくことで、撤回不能の信託を設定することができるのです。

遺言代用信託は、生前に実行されるものであり、死因贈与と違って、民法の遺言に関する制約を受けることはありません。

しかし、このような趣旨の利用例が訴訟になった事案は現時点では存在しません。したがって、

具体的な事案が訴訟になった場合に、裁判所が、遺言の撤回（民法1022）、あるいは、前の遺言と後の遺言との抵触等（民法1023）に優先する効力を無条件で認めるのか否かについては確証がありません。

裁判所の判断の前提になるのは公平と常識ですから、例えば、一部の財産のみを信託財産とすることで、相続人間の公平を確保しておくという配慮も必要です。

撤回不能信託は、例えば、株式を相続することを前提に事業を承継した長男や、親の居宅を相続することを前提に両親の面倒を見てきた次男に対して、約束通りの財産を相続させる方法として有効です。

当初の予定に反した場合の撤回の条件を信託に取り込むことも可能ですし、受託者や受益者の同意を得れば、撤回不能信託を撤回することも可能ですので、他の信託と同様に、柔軟な利用が可能になります。

2) 課税関係

遺産の確保についてより確実な方法は、相続時精算課税を利用するなどして財産の生前贈与を受けてしまうことですが、相続時精算課税には非課税限度額があることと、万が一受贈者が先に死亡した場合には、取り返しのつかないことになるデメリットがあります（相法21の17）。

さらに、生前贈与を受けた場合には小規模宅地等の特例が使えませんし、最近のデフレの時代では、贈与時よりも相続時の方が財産評価額が低額になるという逆転した現象にも備える必要があります。

信託に多様な場合分けの条件を付けることによって、これらの問題をすべて解決することができるのが遺言代用信託です。（税理士／白井一馬）